厚　真　町

新型コロナウイルス感染症対応資金融資制度と利子及び保証料補給金交付制度

新型コロナウイルス感染症の拡大に起因して、事業活動に影響を受けている町内の中小企業者に対し、必要な事業資金を早急に融通し、事業運営の円滑化と返済財源の負担軽減を図ることを目的とし、融資制度と利子及び保証料補給金交付制度を制定しました。

貸付資金	１，０００万円以内 ※昨年、町コロナ融資制度を利用した方も利用できます
貸付利率	年利率　１．８％（固定金利）
利子補給利率	３年目までは１．８％　※実質負担利率０％ ４年目以降は１．３％　※実質負担利率０．５％
保証料補給額	保証協会が定めた額の全額
取扱期間	令和３年１２月３０日実行分まで

○融資対象者

中小企業基本法（昭和３８年法律第１５４号）に基づく中小企業者（小規模企業者、個人事業主を含む）で、厚真町に独立した事務所、工場または店舗を有し、町税を完納している者。

なお、商工会が発行する斡旋書を受領した者に限ります。

○借入期間

借入の日から起算して、７年以内（うち据置１年以内）とする。

○資金の使途

事業資金（運転資金・設備資金）とする

○取扱金融機関

苫小牧信用金庫

○その他

その他の貸付条件や必要書類等の詳細ついては、金融機関または厚真町商工会の窓口までお願いします。なお、審査の結果によっては、ご融資できない場合があります。

○利子及び保証料の補給

上記融資を受けた中小企業者で、かつ町税を完納している者が対象となります。補給金の交付申請、決定の通知及び受領並びに補給金の交付については、厚真町商工会に委任するものとします。

○問い合わせ先

厚真町産業経済課　経済グループ　電話：２７－２４８６、　厚真町商工会　電話：２７－２４５６

苫小牧信用金庫　厚真支店　電話：２７－２２３６